

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL.info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

43.5人以上企業を指導

厚生労働省は、平成30年4月から障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられることから、雇用率達成へ向けた指導を徹底する方針である。法定雇用率引き上げにより、新たに雇用義務が生じる従業員規模43・5人以上企業への指導を開始するとともに、障害者を全く雇用していない企業のトップに対して都道府県労働局幹部と地域の障害者雇用支援機関などが連携して採用促進に当たる。

雇用率引き上げに対処 「雇用ゼロ企業」も重視

平成28年の障害者雇用状況報告によると、対象全企業の48・8%が法定雇用率(現行2・0%)を達成しており、障害者を取り巻く雇用環境の改善がみられる。しかし一方で、障害者雇用ゼロ企業が未だ30・2%存在すること、さらに30年4月に施行される精神障害者の雇用義務化に伴い民間企業の法定雇用率が段階的に引き上げられることから、今年度後半より行政指導を徹底する方針である。法定雇用率は、30年4月に2・2%に引き上げた後、3年を経過するよ

り前の時期に2・3%へ引き上げていく方針が決まっている。法定雇用率引き上げによって、新たに雇用義務が生じる企業や雇用義務が満たされなくなる企業が発生する。新たに雇用義務が発生するのは、30年4月の2・2%への引き上げ時に従業員規模45・5人以上、その後の2・3%への引き上げ時に同43・5人以上の企業となる。なお、現行の法定雇用率の場合、同50人以上企業が雇用義務対象である。厚労省では、雇用率引き上げによって新たに雇用義務が発生する企業など

今回の通信では、障害者の雇用に関する記事をピックアップ致しました。今回の記事では障害者雇用の平成28年度の実態調査結果と平成30年4月から障害者の法定雇用率(常時使用している労働者の一定の割合)が引き上げになることによる厚生労働省から事業者への対応などに触れています。記事の中に「精神障害者の雇用義務化」と出てきます、この文言だけを見ると精神障害

者を必ず雇用しなくてはいけないように感じますが、実際はそうでなく、従来の障害者雇用率制度での障害者の定義は身体障害者と知的障害者だけが対象でしたが、今後は精神障害者も加える事が出来るようになったことを示します。今回の改正によって新たに雇用義務が発生する可能性がある企業は、今から障害者を雇用した場合に受ける事が出来る助成金等を調べては如何でしょうか。

(労働新聞 8月7日付より)

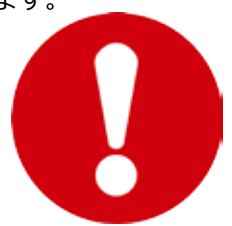


平成30年4月から障害者の法定雇用率が引き上げになります

現行 2.0% ⇒ 平成30年4月1日以降 2.2%

注意したい点

- ①法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなくてはならない事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変更になります。対象の事業主には次の義務があります。
 1. 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告。
 2. 「障害者雇用推進者」を選任するように努める。
- ②平成30年4月から3年を経過する日より前に、法定雇用率は2.3%になります。
 - ※2.3%になった際に対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上になります。
 - ※具体的な引き上げ時期については未定になっています。



ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。